

福知山市緊急事態措置協力金 対象外事業者応援給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた事業者に対して給付金を支給します!

概要

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている市内の中小企業者及び団体を支援するため、京都府緊急事態措置協力金の支給対象外の事業者に対して給付金を支給します

支給内容

法人又は団体 **50万円**
個人事業主 **30万円**

※年間売上額が上記の支給額未満の場合は、年間売上額(千円未満切捨)

申請期間

令和3年
6月1日から
11月30日(当日消印有効)

申請方法

郵送

宛先

〒620-8501 福知山市字内記13-1
福知山市産業政策部産業観光課 宛

支給要件

主な条件 (京都府緊急事態措置協力金の対象外であることが前提です。)

- ☑令和3年3月31日以前に事業を開始した中小企業者及び団体であること
- ☑福知山市内に主たる事業所を有すること
 - ※法人・団体は本市に本店・主たる事務所があること
 - ※個人事業主は本市に個人の住所地があること
- ☑令和3年4月から7月までの間のいずれかの月(以下「対象月」という)の売上金額が、前年又は前々年同月比で30%以上減少し、かつ平成31年1月以降初めて迎えた決算における売上金額の月平均額と比べて減少していること
 - ※対象月の前々年同月の翌月以降に創業を開始した事業者については別途申請手引書をご確認ください

前回の福知山市時短要請協力金対象外事業者応援給付金との併給可です

対象者

☑中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者又は常時使用する従業員が100人以下の団体(一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人、農事組合法人、NPO法人等)

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告された個人事業者の方も要件を満たす場合は支給対象となりますのでご相談ください

《ご不明点・詳細は市HPをご確認いただくか、下記までお問合せください》

相談
問合せ

福知山市産業政策部
産業観光課

京都府福知山市字内記13-1

電話

0773-24-7075

FAX

0773-23-6537

Mail

sankan@city.fukuchiyama.lg.jp

